

衛星放送の将来像に関する研究会（第9回会合）
議事録

日時 平成18年7月14日（金）
15時00分～16時00分
場所 総務省第3特別会議室（9階）

○舟田座長 定刻になりましたので、ただいまから衛星放送の将来像に関する研究会第9回の会合を開催いたします。

それでは、まず、議事に入ります前に事務局より資料の確認等をお願いいたします。

○箆島課長補佐 本日の資料でございます。まず資料9-1としまして、「『衛星放送の将来像に関する研究会』（第8回会合）議事要旨」。資料9-2としまして、「衛星放送の将来像に関する研究会報告書（案）」。

資料9-3としまして「衛星放送の将来像に関する研究会—報告書概要—」でございます。横長の資料でございます。また、参考資料としまして、参考資料1、「『通信・放送の在り方に関する懇談会』」資料。参考資料2、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」。参考資料3、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」となっております。

以上でございます。

○舟田座長 よろしゅうございましょうか。

本日は、議事次第にあるとおり衛星放送の将来像に関する研究会の報告書（草案）について、議論を頂きたいと思っております。

まず、この報告書の草案について事務局より説明をお願いいたします。

○箆島課長補佐 報告書（案）につきまして資料9-2と資料9-3とございます。資料9-2、こちらが報告書の本体でございますけれども、こちらにつきましては皆様に事前にお送りをさせて頂いております。

本日は資料9-3、横長の概要につきましてご説明を申し上げたいと思っております。資料9-3をご参照願えますでしょうか。

表紙をめくって頂きまして、目次になってございますけれども、論点を大きく5つに区分しております。また、参考としまして放送の国際展開について資料をつけてございます。

その次のページ、3ページと右下隅に振ってございますけれども、まず衛星放送の現状と課題でございます。現状についてでございますけれども、まずBSデジタル放送、こちらは平成12年12月に放送を開始いたしまして、現在テレビジョン放送8社、データ放送・音声放送、これが3社でございます。

経営状況でございますけれども、いわゆるキー局系5社の累積損失が合計で1,032億円となっております。一方で、世帯数等は着々と増えているということがございます。

東経110度CSデジタル放送につきましても、概ね資料のとおりでございますので、詳しい説明は省略をさせていただきます。

その次のページ、今後の政策展開の方向性ということでございますけれども、まず上の左肩でございますが、様々な環境の変化がございます。その右方向でございますけれども、衛星放送の特徴や優位性ということで、広帯域性、周波数資源に余裕がある、あるいは一斉同報性・ネットワークの経済性等の特徴がございます。

これらを加味しますと、今後の政策展開の方向性につきましては、赤枠で囲ってございますけれども、大きく4点に集約できるかと思えます。

①としまして、周波数、これを有効活用していくこと。②としまして、民間事業者の意欲的かつ創造的な取り組みを促進するための先進的な規律の導入。③としまして、既存市場の拡大や新たな市場の想像に資する新たなサービス・技術の導入促進。④としまして、視聴者ニーズを迅速かつ的確に事業展開に反映させるための視聴者政策の推進でございます。

次のページでございますが、これら、今後の政策展開の方向性をもとにしまして、具体的課題への対応、これをまとめたものでございます。

一番左肩、青の枠で囲ってございますが、主な課題としまして、まず①としまして、アナログBS放送終了後の周波数、あるいは追加割当の周波数の利用のあり方の検討。②としまして、東経110度CS放送の活性化。③としまして、CS放送全体の活性化。この3つの課題があります。

これにつきまして先ほど見ましたところの政策展開の方向性を加味しますと、今後求められる対応としまして赤枠で囲ってございますが、①から④の点、これにつきましても対応が求められていると考えております。

その次のページでございます。具体的な論点の中でまず、BSデジタル放送用周波数の利用の在り方についてでございます。

①としまして、利用可能な周波数についてでございますけれども、こちらはこれまで当研究会にもご紹介しましたように、今後アナログの3チャンネル、デジタルの追加4チャンネル、合計7チャンネルを使うことが可能でございます。

その次のページでございますけれども、これらチャンネル利用の是非についてでございます。左肩でございますけれども、まず第1に、これら周波数につきましては我が国に割り当てられた稀少な周波数であるということ。この有効利用を図っていくということ。②としまして、新サービスの導入及び現行サービスの高度化の可能性があるということ。これら2つあわせますと、積極的に活用していくということでございまして、例としてさま

ざまな新サービス、こちらにつきましての例示をしてございます。

その次の8ページでございます。その具体的な利用の開始月についての検討でございますけれども、左肩でございます、まず地上アナログ放送、BSアナログ放送、停波は2011年となっております。また、②としまして追加4チャンネルの一部、これは地上アナログ放送の難視聴対策に使ってございますけれども、これは2011年まで既存利用者が存在いたします。③としまして、今後円滑な利用開始を行っていくためには国民への確実・十分な周知期間の確保が不可欠であるということでございます。

これらを加味しますと、今後諸条件が変わらない限りは地上アナログ放送の終了時期、つまり、2011年7月24日でございますけれども、と同時期を目途にBSアナログ放送も終了し、その後新BSデジタル放送を開始するのが適当であろうということでございます。

次の9ページでございますけれども、放送方式についてでございます。現在の放送方式に対しまして新たな放送方式、これは上段の右肩でございますけれども、圧縮方式(H.264)、あるいは伝送方式(DVB-S.2)によりまして、技術的には、約2倍から3倍の周波数の効率化が可能であると見込まれております。一方で、これにつきましての対応受信機は今後新たに開発・普及する必要がございます。

そういったことを背景にしまして、中段、基本的考え方でございますけれども、まず周波数の有効利用を図るためには、新たな放送方式を最大限活用することが適当と考えられます。一方で、現在の対応方式に基づく既存受信機利用者の利益確保にも配慮をすることが必要だろうということでございます。その結果、対応方針、赤枠で囲ってございますけれども、まず①としまして、既存デジタル受信機が対応可能な範囲、これは概ねHDTV5番組程度でございますけれども、この範囲につきましては、技術中立の立場から、従前の放送方式か、あるいは新たな放送方式かの選択を事業者のニーズを踏まえ決定していくことでございます。②としまして、その他の周波数につきましては新たな放送方式による。③としまして、これらを踏まえまして具体的な中継器数、既存の方式をとるのか、あるいは新たな方式をとるのか、この具体的な中継器の数の振り分けにつきましては今後1年以内を目途に検討し、結論を得ることが必要だろうということでございます。

その次の別紙1は、CSの場合の新放送方式利用イメージでございます。

別紙2、黄色と青でチャンネルを色分けしてございますけれども、この黄色い部分につきまして今後どのように方式を採用していくかを定めるということでございます。

その次のページ、12ページでございますけれども、BSの受委託放送制度についてでございます。これまでの受委託放送方式のメリットでございますけれども、まず参入コストが軽減できる、あるいは衛星設備の公正中立な提供、あるいはその衛星設備の提供におけるところの競争の促進という意義がございまして、これらのメリットは今後も継続すると考えられます。

一方で、右肩でございますけれども、ハード・ソフト一致方式、これにつきましてもメリットはございます。衛星放送事業者が一つの衛星の管理・運用に見合うチャンネルを単独で保有できる場合、これは一貫した体制によりシステム全体として安定的かつ効率的な運営が可能だろうと考えられます。

これらの結論については、赤枠で囲ってございますけれども、BS放送は利用可能周波数資源の希少性が高い、そういったジャンルでございますので、当面独立した衛星の管理・運用に見合う規模のチャンネルを1者が保有するということは考えにくいと思われまます。そのためにメリットは継続しておられるところの受委託放送方式を引き続き採用することが適当であろうということでございます。

13ページでございます。マスメディア集中排除原則でございます。まず①としまして、有料のサービスがございまして、これにつきましては、社会的影響力が無料放送に比べて相対的に小さいと考えられますので、BS放送全体の準基幹放送としての位置づけに十分留意しつつ、緩和を検討していくということでございます。②としまして、新たな放送方式、これを使いますBSデジタル放送についてでございますけれども、まずアとしまして、周波数の希少性の緩和が進むこと。イとしまして、これは新たな対応受信機を一から開発し普及する必要がありますので、当面その受信機が普及するまでは社会的影響力が非常に小さい。受信環境の制約で小さい影響力があるというふうに考えられます。このために規律を緩和する方向で新たな基準を検討していくべきであるということでございます。

14ページでございますけれども、NHKにつきまして、あるいは外資規制につきましてでございます。まず、NHKについては様々な議論がございまして、こういった全体の議論の中で検討することが必要だろうということでございます。外資の規制についてでございますけれども、相対的に有限稀少かつ必要性が高い電波であることに変わりありませんので、現時点では、現行の規制の枠組みを維持すべきということでございます。

15ページは今後のスケジュールでございますけれども、まず放送開始を先ほど申しましたように2011年7月24日以降と規定します。これからのスケジュールの逆算とい

うことになりすけれども、まず衛星の引き渡し後の運用試験等が必要でございますので、衛星用軌道上で引き渡すのが2010年の12月目途であろうと。そうしますと、受託放送事業者が決定しましてから、この衛星引き渡しまでにおよそ3年となっておりますので、この2010年12月から逆算をしまして受託放送事業者決定が2007年の12月目途ということでございます。また、委託の放送事業者でございますけれども、放送開始まで2年が必要ということでございますので、2009年の7月目途となります。これらを目標にしながら総務省におきましての進めたいということでございます。以上がBS放送についてでございます。

次に、16ページでございますけれども、この先は主にCS放送関係につきまして、衛星放送の公正かつ有効な競争のための環境整備を検討したものでございます。まず、東経110度CSデジタル放送でございますけれども、現在30万程度の加入と非常に伸び悩んでおります。また、収支の状況も非常に赤字が続いておるという状況にもございます。

次のページ、17ページでございますけれども、このような不振ということがございますので、この東経110度CSデジタル放送に電気通信役務利用放送法を適用する、この是非について議論を頂きました。これにつきましては、三波共用機の普及状況、あるいは周波数の利用状況。周波数、非常に今のところまだ厳しい状況でございますので、その状況に鑑みますと、今のところは電気通信役務利用放送法の対象にすることは不適當だろうということでございます。一方で、事業環境を極力柔軟にしまして、視聴者利益に資するための個別の規律の見直しを行うことは適當だろうということでございます。

以下、個別の見直しにつきまして18ページ以降検討をしております。まず①でございますけれども、委託放送業務の事業譲渡の制度化でございます。現在、この委託放送業務の事業譲渡手続がございませんので、例えば事業から撤退したいという場合でございますけれども、これは廃止をする、いわゆる返上するか、あるいは合併手続をとるかということになります。これは、特に合併手続の場合につきましては株主等の事情から断念する場合等がありまして、その場合には事業休止のまま放置をする。この場合周波数の空費、これが生じると思えます。これは視聴者利益の喪失にもつながることでございますので、こういった事業譲渡の制度化を行うことが適當だろうというのが1点目でございます。

②としまして、委託放送事項等の変更の手続の簡素化でございます。委託放送事項、いわゆる放送のジャンル、コンテンツの中身のその種類でございますけれども、これは今、総務大臣の許可制になってございますが、非常に有料放送ということを背景にしまして、

変更の機会が多くなってございますので、より簡素化された手続が適当ではないかという点でございます。あるいは放送の種類、これは標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、あるいはデータ放送等の、こういった放送が何であるかということの種類でございますけれども、これについては変更の制度はございませんので、変更ができないというのが現状でございます。これにつきましても制度整備を行いまして、例えば標準化はハイビジョンに移るということをより促進するべきだというのが2点目でございます。

19ページでございます。3点目としまして、マス排でございますけれども、CS放送は有料専門放送が中心であるということ。従いまして、社会的影響力は相対的に小さく、また周波数の余剰、あるいは新たな放送方式の活用による周波数の有効利用の促進がございます。それが為にマスメディア集中排除原則の大幅な緩和が適当だろうということでございます。

④が、ハード・ソフト一致制度選択制の導入でございます。こちらにつきましては先ほどBSのところでも議論を紹介しましたけれども、CSにつきましては利用可能周波数の希少性が緩和され、独立した衛星の管理・運用に見合う現状のチャンネル数を一者が保有可能となる場合も想定されると考えております。その場合にはハード・ソフト一致によりまして、一貫した体制、安定した経営が可能であるという場合があり得るかと考えられます。それがためにハード・ソフト一致制度を選択可能とするような環境整備について検討することが必要だろうということでございます。

⑤でございますけれども、新しい放送方式の選択可能化でございます。新たな放送方式、H.264等の方式でございますけれども、これにつきましては現在東経124度、東経128度、いわゆる一般のCSデジタル放送につきまして実用化のための制度整備を行いつつある段階でございます。これにつきましては東経110度CSデジタル放送、あるいはBSデジタル放送にも導入が適当ではないかということでございます。

20ページでございます。こちらからはプラットフォームの規律の在り方でございます。

まず、衛星分野におけるプラットフォーム事業の役割としまして、4点上げてございます。顧客の管理、番組情報の提供、加入促進、放送番組の送出等の機能がございます。

また、このプラットフォームの課題でございますけれども、①としまして、ほぼスカパーがすべての業務を独占している状況でございます。それがために衛星放送事業者に対しましては、このプラットフォームの側が優越的な地位を有している現状でございます。一方で、視聴者の数の増大等に伴いまして、このプラットフォーム事業のあり方がデジタル

放送の視聴者ですとか、あるいは委託放送事業者に影響を与える側面が非常に大きくなってございます。

その次 21 ページ、別紙の 3 はスカパーのビジネスを図式化したものでございます。

また、別紙の 4 でございますけれども、こちらは日経新聞に掲載されました慶應の国領先生の寄稿を参考としまして事務局でまとめたものでございます。そもそもプラットフォームがどういったビジネスモデルに立っているかということを図で示したものでございます。まず上の左でございますけれども、プラットフォームビジネスにはまず強いネットワーク外部性が存在する。使う人が多ければ多いほどプラットフォーム事業者のほうが強くなります。使う人が多ければ多いほどプラットフォーム事業者のほうが強くなっていくということがあります。

また、右肩でございますけれども、プラットフォームは他の機能と結びついて初めて大きな価値を創造する。従いまして、異なるサービスの垂直統合等を指向する傾向があるかということでございます。この結果でございますけれども、矢印で下におろしてございますが、まず左肩でございます。プラットフォームの成長ということも考えればプラットフォーム機能のアンバンドル化。誰にでも利用可能なイノベーションの基盤の確立がユビキタス社会全体の効用向上に役立つものと考えられます。

一方で、右肩でございますけれども、プラットフォームが事業の統合を指向する傾向にあるということでございますので、このプラットフォームを核としたサービスのワンストップ提供、これが利用者利便の向上につながるものとも考えられます。このようなものを両立していくビジネスモデルなり、事業環境の整備ということが求められると考えてございます。

23 ページでございます。このような一般的なプラットフォームの傾向ということを考えますと、現在の自主規律には一定の限界があるかと考えられます。まず、プラットフォームの規制につきましてでございますけれども、平成 15 年に総務省の指針を策定しまして、それに基づきましてスカパーがガイドラインを作成してございます。ただ、この平成 15 年の状況とその後の状況は若干変化をしてございまして、平成 15 年にはまだプラットフォームが一定の競争状態を確保してございましたけれども、その後、事業者のいわゆる合従連衡等を経まして、スカパーのほぼ独占の状態に変わってございます。こういった背景を受けまして衛星放送事業者からプラットフォーム事業の不透明性に対する意見が出ていることを踏まえまして、プラットフォーム事業者による自主的な取り組みに加えまして、より客観的な仕組みが必要だろうということでございます。

また、プラットフォームの責任の明確化でございますけれども、個人情報保護法施行後、サービスの安全性・信頼性がますます求められる状況でございますので、責任を明確にするということは利用者・プラットフォーム、あるいは放送事業者三者ともにメリットは存在することかと考えられます。

24ページでございまして、今後の対応でございますけれども、このために優越的地位にあるプラットフォーム事業者の業務の公正性、中立性、透明性等を確保するための規律が必要ということでございまして、具体的には中段でございますけれども、今後、例えば、以下のポイントについて、引き続き検討が必要かと思えます。アからキまで、差別的取り扱いの禁止等、項目を列挙してございます。最後、下段の規律の形態でございますけれども、このような具体的な規律を法令による規律とするのか、あるいは公的な指針とするのかにつきましては、目的・必要性に応じて今後とも専門家を交えた検討が必要かと考えてございます。

25ページからでございますけれども、視聴者保護の必要性につきましてでございます。まず、視聴者保護の必要性の①でございますけれども、放送分野における技術的進歩や通信・放送融合の進展に伴う双方向サービスの導入等により、放送分野全体において、視聴者保護の必要性が重要性を増していると考えます。特に、衛星放送分野でございますけれども、視聴者の管理をして放送提供事業を行うというビジネスモデルでございますので、視聴者に関する情報の取り扱いが一層重要であるといった特徴があるかと思われます。また、受信機、受信システム、サービス全体の安全性、信頼性につきましても検討が必要かと考えられます。下段につきましては、BS各社の新しい双方向サービスの状況につきまして紹介をさせていただきます。

26ページでございます。当面の対応としまして、まず1点目が個人情報保護指針施行後の課題でございます。昨年の4月に保護指針のほうが施行されたわけでございますけれども、その際、上段の(6)でございますけれども、施行後1年を目途として必要があると認められたときには、見直しについて検討を加えること、これが附則として定められてございました。今年の4月で1年が経ちましたので、それにつきまして当検討会でも検討を頂戴しましたところ、主に2点見直しを行うということでございます。まず、アとしまして、広告主に関してキャンペーン応募等の際に、個人情報を取り扱う者や利用目的等が視聴者に了知されるよう放送事業者の取り組みを確保すること。イとしまして、デジタル受信機に関しては、個人情報の蓄積・送信時の安全性を確保するための技術的措置、不正

に個人情報を取得されないような措置等をとることの2点でございます。

27ページでございます。その他の継続検討すべき課題として上げてございます。まず①としまして、受信システム等の安全性・信頼性の確保。②としまして、セキュリティ対応、システム全体の安全性。③としまして、コンテンツの安心・信頼確保。例えば、青少年保護等「安心・信頼」して視聴できる放送番組の確保ということでございます。

28ページからでございますが、参考としまして、放送の国際展開でございます。まず現状としまして、海外向け放送と海外への番組配信等に分けてございますけれども、まず海外向け放送といたしましては、ラジオ国際放送、またテレビ国際放送をそれぞれ行ってございます。また、番組配信につきましてもNHK「ワールド・プレミアム」、あるいは民放におきましても現地のケーブルテレビ事業者等に対しましての番組配信の実施をしてございます。

29ページでございますけれども、こちらにつきましてはNHKの国際放送の概要につきまして、若干の詳しいデータ等を掲載してございます。

30ページでございます。この国際放送につきましての最近の動向としまして、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）がございまして、これにつきましては特に、新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入するといった方向性が示されてございます。

最終ページ、31ページでございます。こういった議論の動向を踏まえての今後の対応でございます。まず、我が国のソフトパワーの強化ということにつきまして、グローバル化の進展及び人口減・超高齢化社会の到来等を踏まえますと、我が国のソフトパワーを強化し、積極的な海外情報発信によって諸外国及び外国人の日本の歴史・文化・社会事情等に対する理解を促進することが必要不可欠の課題であろうということでございます。また、そのための今後の具体的な検討ということでございますけれども、こういった必要性にこたえるための「映像国際放送の在り方」について、例えば、主体、財源、放送の内容、スケジュール等、具体的方策についての検討を速やかに開始し、これらを具現化するために関係者・専門家によって実効的な準備が行われる必要があるということでございます。

雑駁ではございますが、以上、ご説明申し上げます。

○舟田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見をお願いしたいと思います。この資

料9-3は2ページにIからV、それに参考として国際展開とありますので、まずはこの区切りでご意見を頂きたいと思います。

Iは衛星放送の現状と課題ということですが、これはよろしいですか。何か、ご意見ございますか。それでは、これを前提にということ、よろしければIIのBSデジタル放送用周波数の利用の在り方というところについて、ご意見をお願いいたします。

○前田構成員 経団連の前田でございます。経団連は、ここに直接的に事業者の方々もメンバーでいらっしゃいますけれど、大部分は、直接的関係者でない、いわゆるユーザー企業ですので、その代表ということで発言させていただきます。

衛星放送を利用した新しいビジネスチャンスであるとか、あるいは仕事のやり方をどうやって効率化できるかといったような、そういう企業群のサイドから考えると、BSデジタル放送用に新たに利用可能になるような周波数をどう使うかということについて、従来型の放送を量的にどんどん拡大していくというよりは、むしろユーザーサイドから見て新しいニーズをその場で実験をする、あるいはそういったことに応えられるような利用方法ができるだけ優先して頂きたいと思います。新しい技術をうまく導入しながら、周波数も新しいトライアルにできるだけ多くを割くような方向で検討して頂きたい。そういう方向になっていますけれども、できればもう少しそちらの方向を強く打ち出して頂きたいと思います。

以上です。

○舟田座長 チャンネル数がこれからこういうことで増えるわけですが、それに対応して、技術の進歩を取り入れるようなということですが、大体そういうことかと思えますけれども、何か事務局でこれについてございますか。

○今林衛星放送課長 具体的な使い方等につきましては、今ご説明を申し上げましたペーパーで言いますと、7ページです。構成員の先生方に大変積極的にご議論頂いた上、関係の皆さんからのご提案も具体的に頂戴しておりますけれども、広く国民にご意見も頂戴すべきではないかということで、今後、周波数の利用システムの計画、あるいは望ましい放送サービスとか、そういったことについてもご意見を頂戴するような提案募集というものは予定してございます。そういったところで、そういった試験サービスとか、こういったものを多くやるべきだとか、私はこういうのをやりたいというようなご提案が頂ければ、私どももありがたいと思っております。

○舟田座長 他にいかがでしょうか。

色々重要な指摘がなされていると思います。12ページが、ハード・ソフト一致方式、13ページがマス排の緩和ですけれども、もし、今ご意見がないようでしたら、後からもう一度戻って議論するというので、よろしければ、次のⅢです。16ページから何かございますでしょうか。

よろしければ事務局の方に1つだけ補足説明をお願いしたいのですけれども、19ページにハード・ソフト一致制度もあり得るので検討するとなっております。BSの方はこれといわば逆といいますか、そういうことになってはいますけれども、ちょっとその辺、皆さんにわかりにくいかもしれませんので、ご説明いただければと思いますが。

○今林衛星放送課長 本文には丁寧に記述をさせていただいたつもりでございますが、もともと地上放送と同じように、BS放送につきましてもアナログ時代はハード・ソフト一致、つまり放送免許を持った方は、自分で設備を売って運用し、放送のコンテンツも流していくというような体制でございましたが、平成元年の放送法改正で、多様な参入を促進するということからハード・ソフト分離の衛星放送の制度が成立をいたしまして、先ほど事務局からご説明しましたが、参入コストを低減する、あるいは設備をなるべく皆が公平に使えるようにするというハード・ソフト分離、受委託制度と申しておりますが、という制度が導入をされました。

BS放送につきましても、平成12年のデジタル放送開始の際に、複数の方が、多くの方々が同一の衛星を使うことになるということが想定されましたので、そうであれば、公正・中立な提供、あるいは参入コストを低減して、そちらにも多様な方々に出て頂くというチャンスをつくった方がいいのではないかとということで、受委託制度が導入をされました。

それから、2007年、来年新しく、今BSハイビジョン、NHKがやっておられるところが放送サービスを終了いたしまして、その後にデジタル放送を開始することになっておりまして、三者認定がされておりますけれども、それももちろんハード・ソフト分離でということでございますが、その機会に合わせて、アナログ放送がその時点でいいますと、今4チャンネルあるところが3チャンネルになって、デジタル放送が今4チャンネルあるのが5チャンネルになると。主流をデジタル放送が占めるということもありますし、あるいは同じ衛星をそういう方々、デジタル放送をやる方も使われるということで、BSアナログ放送についても受委託制度に移行するということが既に方針として決まっております、その趣旨に則って、(株)BSATですけれども、予備免許が付与されているところでございま

す。

一方で、CS放送につきましては、先ほど私が申し述べましたように、多様な参入、参入コストの低減ということで、ハード・ソフト分離からスタートしたわけでございますけれども、逆に米国等の例を見ますと、ハード・ソフト一致の形態で事業をやっておられる方もおられる。スカパー等からも、ハード・ソフト一致の制度というものも導入できないのかというご要望も出されたところでございまして、可能性について考えてみると、もし衛星を一者が持って、その衛星ですべて自分が放送を行うというぐらいのチャンネル数を持つのであればそれは合理的だろうと。確かに、別の人にわざわざしなさいというのもどうかということが考えられるわけでございます。

ただし、その場合には、自分が衛星を持っている、その衛星を持っている時に放送をやる。その放送にかかっている衛星の費用、それを例えば別の衛星をその方が同じように運用しておられるとしますと、それを他の衛星放送事業者に貸していると仮にしますと、そちらの方には高い料金で貸して、その取ったお金で自分のところの衛星放送事業につき込むというようなことがあってはいけませんので、そういった条件整備ということを前提にしてハード・ソフト一致ということを選択できるようにしてもいいのではないかというのが、CS放送におけるハード・ソフト一致制度選択制の導入ということでございます。

他方、BS放送に翻って考えてみますと、今申し上げましたような独立した衛星の管理運用に見合うチャンネル数というものが一者に認められるような状況には今ないと。つまり、おそらく1つの衛星で多くの方々がお使いになるという状況に変わりはないだろうと。であれば、先ほど申し上げましたように、参入コストの低減もそうですけれども、衛星設備の公正・中立な提供というようなことは今後も必要ではないのかと。だとしますと、ハード・ソフト一致ということに、また歴史的に戻っていくというようなことは必要ないのではないかと。ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、そういうような趣旨でございます。

○舟田座長 ありがとうございます。何かございますか。

○竹中構成員 NHKの竹中でございます。今の今林課長のご説明のとおり、本来受委託分離という形は、CSのように多チャンネルサービスの中へ容易に参入ができて、新しい競争環境ができるということであると、課長のご趣旨のとおり理解をしております。しかしながら、その一部を、最初にCSに導入されたやり方を一部これまでと逆行する政策に変える。選択の1つだという言い方をされていますので、もちろん全部制度自体を改め

ということではないのかもしれませんが、その一部でも見直す政策をとるというのであれば、例えば、今BSでも区分所有ではあっても受委託一致でやっている部分がございます。当然、選択制の導入ということで、こういう制度でいきたいということであれば、BSもCSも同じような考えで、条件を規律する以前に、同時に選択制の導入を検討するというのが、本来、制度上は適当じゃないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○今林衛星放送課長 私のご説明をお聞きいただけなかったのかなと思いますけれども、CS放送におきましては、我が国のCS放送と申しますのが、もともとハード・ソフト分離で始まったと。それはBS放送がある中でCS放送というものを制度をつくり、BS放送と違うような多様な方々に参入を頂こうという趣旨であった。ところが、BS放送の方も多様な参入が進んだ。したがって、BS放送のほうにも同じような制度を適用した。アナログ放送につきましても、BSデジタル放送と同じような環境下で衛星を運用頂くのであれば、同じような制度でやって頂いてはどうかということで、アナログ放送もハード・ソフト分離でやって頂こうということで制度を決めてきたわけでございます。

CS放送のほうに戻ってみますと、先ほど申しましたように、もともとハード・ソフト分離ということを前提として制度設計をしたわけでございますけれども、そうではなくて、要するに参入コストなんか低減しなくてもいい、一者で全部賄ってやるということが出来るような方も見受けられるようになった。それから、何よりもマスメディア集中排除という規則が大きく違いますので、特に今回は緩和ということも打ち出してございまして、こちらに大きくよるかと思われまますけれども、もしもBS放送の規則と違って一者の方が多数のチャンネルを一人で持てるような場合には、あまり一つの衛星を多数の方々で持つというような場合とは、違った規制を課してもいいのではないかと、その制度の下でやってもいいのではないかとということで、もともとはハード・ソフト分離だったわけですが、環境が変わったので、ハード・ソフト一致も採用してもいいのではないかと検討するというところでございます。

おわかりいただけますでしょうか。

○竹中構成員 よろしいでしょうか。趣旨は理解しているつもりなのですが、これもこの場で発言するのがいいかどうか分かりませんが、放政研の取りまとめに関して11日に発表になった内容の中で、CSのハード・ソフト一致に関する記述がありますが、舟田先生もいらっしゃいますけど、これとの整合性に関しては、本研究会でのハード・ソフト一致制度の選択制の導入というのは整理はついていると理解してよろしいのでしょうか。

○今林衛星放送課長 これというのは何でしょうか。

○竹中構成員 放政研の報告書の中に、「現行制度は衛星事業者とCS放送事業者が、本来別の経営主体であることを前提に整備されたものであることから、両者の経営統合を認めることは衛星事業者によるCS放送事業者の差別的取り扱いの禁止を事実上形骸化することが懸念される。」というのがありまして、衛星放送全体の発展や適切な競争の確保に配慮しながらいろいろ検討していくべきだというふうに指摘をされています。そして、今の課長の説明では、ハード・ソフトを一致することと、衛星を独占的に持つことを前提に、実態に合わせてしまうという選択肢があってもいいというご説明だと思うのですが、これは、衛星放送全体を通して適切な競争の確保と発展に寄与するということで、選択制を導入するということだと理解をしてよろしいのですかという意味です。

○竹中構成員 放政研の報告書の中に、「現行制度は衛星事業者とCS放送事業者が、本来別の経営主体であることを前提に整備されたものでありますから、両者の経営統合を認めることは衛星事業者によるCS放送事業者の差別的取り扱いの禁止を事実上形骸化することが懸念される。」というのがありまして、衛星放送全体の発展や適切な競争の確保に配慮しながらいろいろ検討していくべきだというふうに指摘をされています。そして、今の課長の説明では、ハード・ソフトが一致することと、衛星を独占的に持つことで、実態に合わせてしまうという選択肢があってもいいというご説明だと思うのですが、これは、衛星放送全体を通して適切な競争の確保と発展に寄与するということで、選択制を導入するということだと理解をしてよろしいのですかという意味です。

○今林衛星放送課長 よくご趣旨がわかりませんが、CS放送とBS放送とは確かに周波数の希少性が、今度の新しい周波数の利用開始などで随分垣根が低くなると思いますか、今までのBS、CSのような違いというのは薄れてくるのかもしれない。しかしながら、希少性の度合いにもやはりまだ違いがあるだろうと。したがって、そのところは例えばマスメディア集中排除の関係についても若干その影響で違いはあるだろうと思われま

それから、ハード・ソフト一致制度か分離制度かというのは、マスメディア集中排除の適応の仕方では一者が持たれる中継器数というのが大きく変わってきますので、例えばハーフトラポンしか、2分の1中継器しか認められないような現状でハード・ソフト一致と言っても、それはあまり意味のないことではないのかということをございますが、少なくともCS放送については、今後のマス排の制度設計次第ではありますけれども、可能になるのではないかと。ですから、そういうことをあわせて検討したらどうかということをござ

います。

○舟田座長 司会者としては、ちょっと議論をしたいと思ってこういうことを申し上げたわけですが、この議論は何回かして竹中委員のご意見はよく承っております。しかし、この研究会として答申を出さなければならないという段階でございますので、ご意見は十分私どもお聞きしたということで、今回はこの報告案、12ページと19ページ、若干そういうことで形から見ると逆になっているのですが、私自身は12ページのようにBSの場合には受委託放送、16ページのCSの場合には、今後検討するという事だと思っておりますけれども、いずれにしろ一致もあり得るという、そこは環境整備して検討ということでよろしいのではないかと、思ってこのようなまとめ方をさせていただきました。

他の方、何かございますか。

それでは、今Ⅲで、次、Ⅳが衛星放送におけるプラットフォームの規律のあり方、20ページのところです。ここが1つの本報告書の目玉であるわけですが、何かご意見ありますでしょうか。

23ページで、自主規律は限界があるということで、それではどのような規律が望ましいかはこれから検討するという事で、一步、ある意味では規制強化ということを提言したものでございます。

よろしゅうございましょうか。

それでは次、Ⅴですが、視聴者保護の必要性ということで25ページからでございます。個人情報保護につきましては、苗村構成員、それから今日は最後になって初めてということも失礼ですが、藤原先生にご出席頂いたわけですが、突然指名して失礼ですが、藤原先生、何かございますか。

○藤原構成員 いえ、苗村先生のところでの検討の成果を入れていただいたということでよろしいのではないかと思いますけれども、指針等について1年を目途にしてというところがありますので、その検討をしてみて、なおなかなか難しい問題がそのときに、その他継続検討すべき課題の中にもありますけれども、セキュリティ等と絡んで難しい問題がありますので、本文を拝見しましたが、そういうのも盛り込んで頂いているので、私としてはこれで結構かなと思っております。

○舟田座長 ありがとうございます。

苗村先生、何かございますか。よろしゅうございましょうか。

最後の国際放送、これは最初この研究会でもきちんと取り上げようかと思ったのですけ

れども、実際、進行としては前回これについてご説明を伺い議論した程度でございますので、「(参考)」というのはそういう位置づけだと思いますけれども。何かございましたら。

区切って一応見たつもりですが、全体について漠たることでも結構ですけれども、何かご意見がございましょうか。

よろしいでしょうか。それでは、本研究会の報告書案につきましては、本日のご質問、ご意見等を反映するということにつきましては、座長にご一任頂きたいと思っております。また、報告書案につきましては、その後意見募集に付したいと思っておりますが、その時期等について事務局のほうからご説明をお願いします。

○箴島課長補佐 ただいまの意見募集でございますけれども、今月の下旬から開始をいたしまして、夏季期間を含みますので1カ月超の期間行いたいと思っております。よろしくをお願いします。

○舟田座長 それでは、報告書草案につきましては、事務局と調整の上、意見募集を行うことといたします。また、意見募集の結果を踏まえ最終報告書をまとめたいと思っておりますが、その後の取り扱いについては、座長と事務局で別途調整の上ご連絡させていただきます。

それでは、まだ最終報告が整ったわけではございませんけれども、取りまとめがほぼ整いましたので、ここで清水政策統括官から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○清水政策統括官 政策統括官の清水でございます。本研究会の取りまとめ案の作成で御礼を申し上げたいと思っております。舟田座長はじめ構成員の皆様方から、昨年10月の研究会発足以来もう9回、積極的なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。深く感謝申し上げます。

衛星放送も含めて、放送を取り巻く環境が、昨年の10月以降大分変わってきておりまして、ある意味では放送全体について、いわゆる大臣の懇談会における取りまとめと、それから自民党の中における片山小委員会の取りまとめがございまして、最終的には骨太の中に示されるような政府・与党合意というようなものができて、その中で大きな枠組みがこれからの再検討の課題になっているわけでございます。1つは融合法制の議論、それからNHKの改革の議論、それから民放を含めての議論、それからNTTの議論と大きな4つのものでございましたけれども、そういう意味で1つの大枠が示されている中での今回の衛星放送のあり方の取りまとめを様々な点からのご議論を賜りまして大変ありがとうございました。

また一方で、ニューメディアそのものではないのですが、角川委員が入っておられるよ

うな形での知財の分野からも、著作権の問題についても今回文化庁のほうとしても一定のものについて、どうしても新規の部分はなかなか厳しいのですが、一定の整理がされたりして、これもまた新たな状況になってきているようなところでございます。そういう中で、今回のアナログのBSの放送終了後のチャンネル、周波数3チャンネルのもの、それから追加割り当てのBSのチャンネル、4チャンネル分の利用のあり方の検討ですとか、視聴者保護だとか、CS放送の公正かつ有効な競争等々についてのご議論を頂きまして、これからパブリックコメントのほうで最終報告をお取りまとめ頂くような形になろうかと思えます。

私ら、役人になるとどうしても悪いのが、できたら仕事をやるときに新聞の右面上ですね、ああいう仕事をやりたいと思っていたら、きょうは、日経新聞か何か、右上に出ちゃうと、これは卒論が終わっちゃったのかなとか何とかいう。本当、真に受けちゃったわけですね、彼。

まだ非公表なのでしょうけれども、次回やるときには、あそこに今林課長が座っておりません。ここにおる福岡課長も多分座っていない。河野審議官は税務局長か何かのいすに座ってたりしまして。私も、実は、政策統括官、放送を担当をしておったのですが、今度、法務審議官ということで別のほうへ行っちゃうわけですし、これに携わるとどんどんここから離れてしまうと、残念なことであります。せっかく取りまとめいただいたものを現実の行政の中にぜひ生かしていくことをこれからの課題として、取りまとめに当たりまして御礼を申し上げながら、私どももこれから尽くしていくことをご披瀝しまして感謝のあいさつとさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。

○舟田座長 それでは、これをもちまして第9回の会合を終了させていただきます。ありがとうございました。